

こうち人づくり広域連合職員の研修旅費に関する規程

平成15年5月26日

訓令第6号

改正 平成18年3月30日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、こうち人づくり広域連合職員の旅費に関する条例(平成14年条例第17号。以下「条例」という。)第27条の規定に基づき、こうち人づくり広域連合職員(以下「職員」という。)が研修のため旅行する場合の旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調整する研修旅費)

第2条 この規程において調整する研修旅費は、国内で行われる研修に職員が出席するための旅費とする。ただし、宿泊を伴わない旅費は、条例の規定に基づく旅費(以下「普通旅費」という。)を支給する。

(宿泊諸費の調整)

第3条 研修を行う機関等が指定する宿泊施設(以下「指定宿泊施設」という。)を利用する場合において、当該指定宿泊施設が夕食及び朝食を提供するときの宿泊諸費は、これらの実費額に調整して支給する。

2 夕食代及び朝食代に相当する経費が別途公費で支出される場合は、定額の宿泊諸費に次の構成要素に応じた比率を乗じて得た額を減じた額を支給する。

(1) 朝食代 4 / 10

(2) 夕食代 6 / 10

3 やむを得ない事由によって指定宿泊施設以外に宿泊する場合には、普通旅費の例によるものとする。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

附則(平成18年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。